

指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業に関する重要事項説明書

この説明書は、あなた（またはあなたのご家族）が利用を考えている指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業（以下「介護予防支援等」という。）について、生駒市メディカル北地域包括支援センターと契約を締結する前に知っていただきたい内容を記載しています。

1. 生駒市メディカル北地域包括支援センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0743-71-3500（午前8時30分～午後5時30分）

2. 生駒市メディカル北地域包括支援センターの概要（令和8年6月1日現在）

(1) 名称及びサービス提供地域

事業所名	生駒市メディカル北地域包括支援センター
所在地	生駒市あすか野北2丁目12番13号
介護保険指定番号	2900900073
サービスを提供する地域	上町、白庭台1丁目から6丁目、真弓1丁目から4丁目、真弓南1丁目から2丁目、あすか野南1丁目から3丁目、あすか野北1丁目から3丁目、あすか台、北大和1丁目から5丁目、上町台

(2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤
管理者		1名（兼務）	
介護予防支援等 担当職員	主任介護支援専門員	1名以上	
	保健師等	1名以上	
	社会福祉士	1名以上	
認知症地域支援推進員	介護支援専門員	1名（兼務）	
生活支援コーディネーター	介護支援専門員	1名	
事務員		1名（兼務）	

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

3. 料金

(1) 利用料

介護予防支援等は、介護保険制度から全額給付されるので、原則利用料（自己負担）は発生しません。ただし、利用者の介護保険料の滞納等により事業者が介護保険制度から給付を受領（法定代理受領）できない場合等、下記に記載する料金について一旦お支払いいただく場合があります。

なお、第1号介護予防支援事業については、介護報酬として以下の金額が介護保険から事業者へ支払われます。介護予防通所介護または介護予防訪問介護以外の介護予防サービスを利用する場合の指定介護予防支援については、従来どおり介護報酬の告示上の額となります。また、今後介護保険法及び基準等に変更があった場合は変更後の算定による額とし、書面にて通知します。

※サービス提供開始月については初回加算が発生します。

※4か月目以降も継続される場合も引き続き利用料が発生します。

※継続利用要介護者（ケアマネジメントC1・C2）は3か月に1回のモニタリング実施時に、利用料（404単位）が発生します。

※料金は、単位数に1単位あたり10.42円（地域単価）及び2.1%（介護職員等処遇

改善加算) を乗じて算定します。

ケアマネジメント プロセス	利用サービス	サービス提供 開始月 + 初回加算	2 月目	3 月目	
ケアマネジメント A	パワーアップ PLUS 訪問・通所サービス	404 単位 + 288 単位	404 単位	404 単位	
ケアマネジメント B1	パワーアップ 教室 転倒予防教室	404 単位 + 288 単位	—	404 単位	
ケアマネジメント B2	通所型サービス A 訪問型サービス A	事業対象 者対象者 要支援 1・2	404 単位 + 288 単位	404 単位	404 単位
		継続利用 要介護者	404 単位	404 単位	404 単位
ケアマネジメント C1	ひまわりの 集い	事業対象 者対象者 要支援 1・2	404 単位 + 288 単位	—	—
		継続利用 要介護者	404 単位		
ケアマネジメント C2	訪問型サービ ス B・D	事業対象 者対象者 要支援 1・2	404 単位 + 288 単位	—	—
		継続利用 要介護者	404 単位		
委託連携加算 (指定介護予防支援事業所がサービス計画の作成に協力した場合。 開始した日の属する月、利用者 1 人につき 1 回を限度)				288 単位	
介護職員等処遇改善加算				2.1%	

* 指定介護予防支援費 442 単位、初回加算 300 単位

4. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な装置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- (5) 利用者等に対する高齢者虐待に相当する行為やその恐れのある状態を知った場合には、関係機関と連携すること

5. ハラスメント対策について

事業者は利用者、家族が下記行為を行った場合は、把握した情報をもとに関係機関との協力により適切に対応いたします。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- (4) 許可なく職員の写真や動画撮影、録画等を行い、無断で SNS 等に掲載する行為

6. サービスの内容に関する相談及び苦情

地域包括支援センターの窓口	生駒市メディカル北地域包括支援センター 担当：小津 電話番号 0743-71-3500 FAX 番号 0743-71-1151
市町村の窓口	所在地 生駒市東新町8番38号 電話番号 0743-74-1111 FAX 番号 0743-74-9100 担当部署 生駒市役所 地域包括ケア推進課・介護保険課
奈良県国民健康保険団体連合会の窓口	所在地 橿原市大久保町302番1 電話番号 0120-21-6899 FAX 番号 0744-29-8322

令和 年 月 日

以上、介護予防支援等の提供に際し、重要な事項を説明し、交付しました。

事業者 所在地 〒630-0258 生駒市東新町1番3号

法人名 一般財団法人 生駒メディカルセンター

代表者名 理事長 萩原洋司

事業者名 生駒市メディカル北地域包括支援センター

説明者氏名 _____ 印

上記のとおり、重要事項の説明を受け、同意し、本書の交付を受けました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 印